

美郷町水環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる命をはぐくみ、人々の暮らしを潤し、かけがえのない美郷町の文化、産業、経済などはぐくんできた清浄な水環境について、今後とも大切にする意識を喚起するとともに町民共有の貴重な財産として保全し、次代に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「水環境」とは、美郷町内の山林などの水源域や湧水、河川、池沼、公共等の水路などの水辺、地下水及び地表水にかかわる環境の総称をいう。

(共通認識)

第3条 水環境に関し、次に掲げる事項を町、町民、事業者（以下「町等」という。）相互の共通認識（以下「共通認識」という。）とする。

- (1) 水環境は、美郷町を象徴する地域資源である。
- (2) 水環境の保全には、町等が連携を図りながら取り組むものとする。
- (3) 飲料水として利用されている地下水は、有限の共有資源である。
- (4) 湧水などの地表水や水辺は、町民生活への潤いの提供のみならず、交流など町を活性化させる大切な要素の一つである。

(町等の役割)

第4条 町は、共通認識にのっとり、町民の快適な生活と町の持続的な発展のため、次に掲げる事項が実現されるよう、水環境の保全に関して自然的、社会的条件に応じた方策を実施するものとする。

- (1) 水源涵養に資する健全な山林の形成
- (2) 水辺での貴重な動植物などの生態系の維持
- (3) 良質な水質及び水量の地下水の持続的な利用
- (4) 良質な水質の地表水による心に潤いを与える景観の維持

2 町民は、共通認識にのっとり、水環境の保全に自ら努めるとともに、前項に掲げる事項が達成されるよう、町が実施する方策について連携し、協力するものとする。

3 事業者は、共通認識にのっとり、事業活動を通じて水環境の保全に寄与するように自ら努めるとともに、第1項に掲げる事項が達成されるよう、町が実施する方策について連携し、協力するものとする。

(水源域の保全)

第5条 町等は、水源涵養に資する町有林及び民有林など、山林の適切な管理、保全及び水源域の良好な環境保全に努めるものとする。

(地下水の保全)

第6条 町等は、地下水の水質及び水量の保全を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 水源域等での不法投棄の防止
- (2) 汚染物質の地下浸透の防止及び適切な処理
- (3) 地下水の定期的な水質検査及び水位の測定
- (4) 地下水の適切な利用調整
- (5) 水量確保に向けた涵養
- (6) 地下水位低下時の節水調整

(地表水の保全)

第7条 町は、地表水の水質保全を図るため、次に掲げる事項について必要な方策を実施するものとする。

- (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽の整備推進及びそれら施設の適切な維持管理
- (2) 前号に掲げる施設への加入及び設置促進
- (3) 湧水、河川等の定期的な水質検査

2 町民は、地表水の水質保全を図るため、次に掲げる事項について適切に対処するものとする。

- (1) 公共下水道又は農業集落排水処理施設への加入若しくは浄化槽の設置

(2) 愛玩動物のふん尿の処理

3 事業者は、地表水の水質保全を図るため、次に掲げる事項について適切に対処するものとする。

(1) 事業活動における汚水や悪臭を伴う排水等の流出防止及び処理

(2) 農業における農薬と化学肥料の使用

(3) 畜産業における家畜ふん尿の処理

(水辺の保全)

第8条 町等は、イバラトミヨをはじめとする希少な動植物の生態系を守り、潤いのある景観を維持管理するため、水辺の良好な環境保全に努めるものとする。

(水環境保全の啓蒙及び学習)

第9条 町は、水環境保全に取り組む町民の自主的活動を助長するとともに、これらの育成支援を行うため、必要な方策を実施するものとする。

2 町は、水環境に関する環境学習の推進に必要な方策を実施するものとする。

3 町は、町民の行う環境学習に対して支援を求められた場合は、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第10条 町は、水環境保全に関して必要な情報を適切に提供するものとする。

(水環境保全会議)

第11条 町長は、水環境の保全に関する方策の推進に係る相互連携や情報交換等のため、関係団体等で組織する美郷町水環境保全会議（以下「会議」という。）を設置するものとする。

2 会議は、町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 会議に会長及び副会長を置き、委員の内から互選により選任する。

5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。